

売却区分番号	3507-4		
見積価額	¥1,600,000	公売保証金	¥200,000
財産の表示	1 所在 山梨県韮崎市藤井町南下條字滝坂 地番 1003番3 地目 雑種地 地積 750平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	第1種低層住居専用地域 日影規制（4時間－2.5時間） 宅地造成等工事規制区域 埋蔵文化財包蔵地（滝坂第2遺跡） 建蔽率 50% 容積率 80%		
接道状況	南東側 幅員約3.2メートル舗装市道（建築基準法上の道路） 北東側 幅員約1.0メートル未舗装赤道（建築基準法上の道路ではない） 各々ほぼ等高接面		
地盤・地勢	南西向き緩傾斜地		
使用状況等	第三者に太陽光発電施設の敷地として賃貸 賃借人の申立てによる賃貸借契約の内容 契約期間 平成26年4月30日から令和16年4月29日まで 現行賃料（年額） 150,000円		
特記事項	令和8年4月29日分までの賃料は前払いされている。		
住居表示等	山梨県韮崎市藤井町南下條字滝坂1003番3		
最寄駅等	J R（東日本） 中央本線 韮崎駅 徒歩約20分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

3507-4

位置図



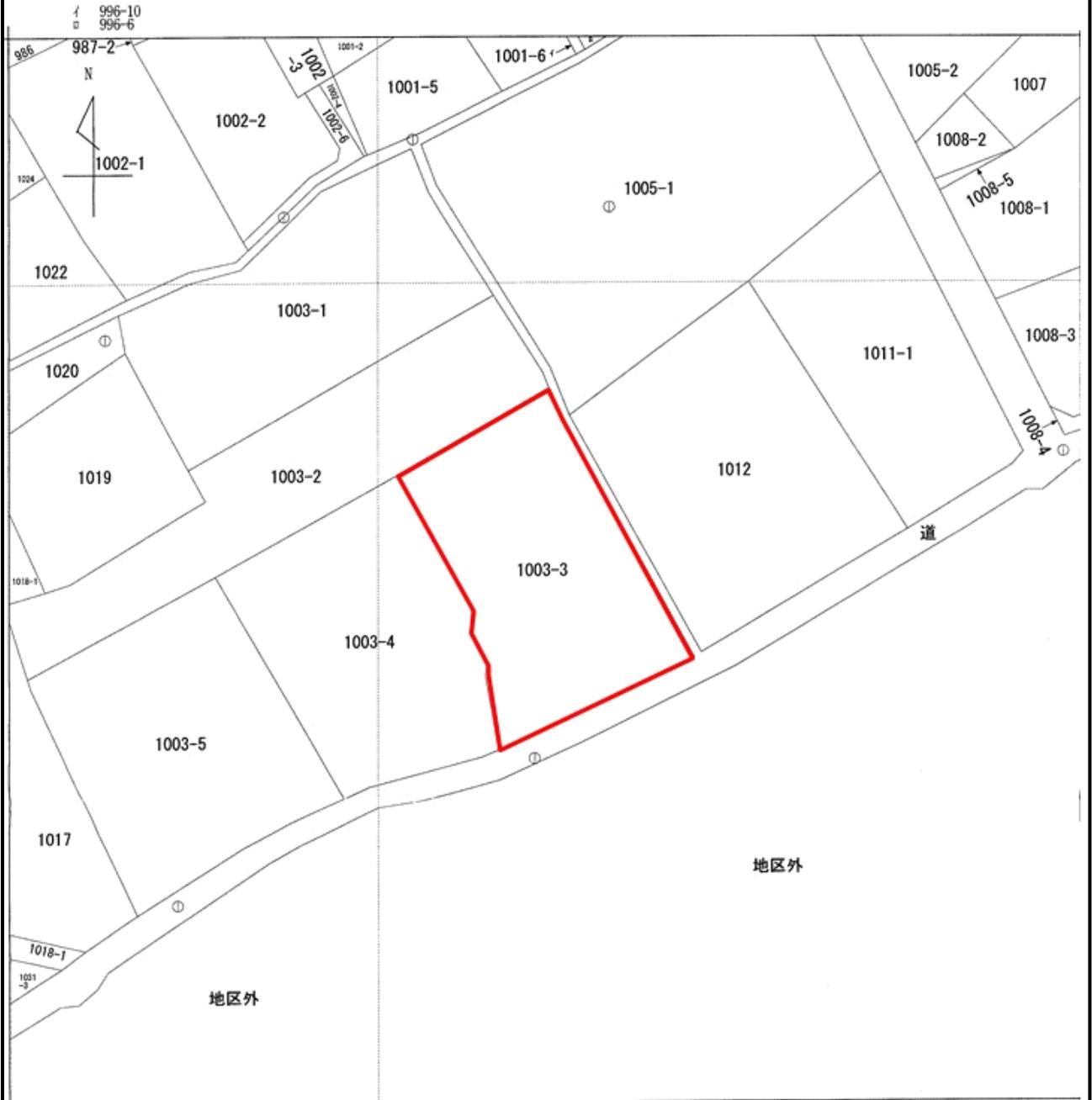
所在図



売却区分番号

3507-4

見取図



売却区分番号

3507-4

